取組と目標に対する自己評価シート

タイトル 介護給付費の適正化

年度 令和4年度

後期 (実績評価)

実施内容

要介護認定の適正化

- ・認定調査結果の点検を全件実施
- ・認定審査会委員を対象に研修会を1回実施
- ・新任認定調査員に対し、e-ラーニングの受講を実施。

ケアプランの点検

- ・介護給付適正化システムを利用し、①特に過剰な可能性のある給付、②給付限度額の割合が高い給付、③サービスに偏りのある給付に該当するケアプランの全件点検を実施。また個別の事業者に対し、Webでの対面による適正なマネージメントに対する指導を行った。
- ・居宅介護支援専門員を対象に研修会を1回実施。ケアプラン作成の適正化の継続的な周知及び支援を行った。

住宅改修等の点検

- 住宅改修の事前審査を全件実施
- ・福祉用具貸与は適正化システムを利用し、全件を対象に同一商品で利用者ごとに単位数が大きく 異なるケース等を抽出し、確認を行った。

縦覧点検・医療情報との突合

・国保連合会に委託し、全件を対象に点検・突合を実施

介護給付費通知

•年1回通知

介護給付適正化システムより過剰給付の可能性がある給付や、給付限度額の割合が高い給付、サービスに偏りのある給付等を抽出し点検を行った実施件数等の実績について

○アウトプット指標2項目の指標について、検証する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ケアプラン点検の実施件数	242 件	230 件	193 件	185 件
医療情報との突合・縦覧点検件数	19 人	17 人	25 人	21 人
(過誤件数)				

自己評価結果

適正化事業の実施体制については、職員による対応と国保連合会への委託により、主要5事業全て について取組を実施した。

要介護認定の適正化は、認定調査の内容について、市の担当者が調査員への聞取り、修正等を全件実施し、適正かつ公平な要介護認定の確保に努めた。

ケアプラン点検については、介護給付適正化システムを利用して、適切な介護サービスが提供されているか確認を行い、適切な指導に努めた。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により事業所を訪問してのケアプラン点検は、実施できなかったが、Webでの対面による適正なマネージメントに対する指導を行った。

地域包括支援センターにて実施の主任介護支援専門員連絡会等を活用し、ケアプラン作成の適正化の継続的な周知及び支援を行った。

住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合については、全件を対象に審査、確認を行った。

課題と対応策

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業所へ出向いてのケアプラン点検が実施できなかったが、Webでの対面による適正なマネージメントに対する指導を行った。今後は未実施の小規模多機能型居宅介護事業所と特定施設入居者生活介護事業所の実施を行っていく必要がある。

ケアプラン点検についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和4年度も訪問による点検が未実施となったが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類となったので、今後は訪問によるケアプラン点検も実施していく必要がある。